

令和 9 年度 ほほえみ児童クラブ

入会募集要項

【入会申込書類を記入される前に】

- (1) 入会申込みに当たっては、この入会募集要項をよくお読みになり、必要となる書類を提出してください。
- (2) この入会募集は、通期の入会申込みを対象としています。夏季・冬季休業期間のみの入会については、別途、当該期間の前に募集します。
- (3) 1 か月の開所日数のうち、留守家庭児童会の通所日数が半数未満になる場合は入会できません。

株式会社 Lifeyouth

ほほえみ児童クラブ

目 次

1	ほほえみ児童クラブとは	- 1 -
2	入会ができる児童（入会要件）	- 1 -
3	留守家庭児童会の開設期間等	- 1 -
4	負担金等	- 2 -
5	入会受付	- 3 -
6	入会の決定方法等	- 4 -
7	休会	- 4 -
8	退会	- 4 -
9	書類提出・問合せ先	- 4 -

1 ほほえみ児童クラブとは

学校の放課後に就労などで家庭での保護が適切に受けられない児童の健全な育成を図るため、安心して生活できる場を提供しています。

2 入会ができる児童（入会要件）

令和9年度において京田辺市立小学校に通学する1年生から6年生の児童であり、その保護者が次のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者によっても家庭での適切な保護を受けられない児童が対象となります。

（1） 就労などの理由により、学校の放課後、常に児童を保護できる者が不在である場合

①保護者等が月曜日から土曜日までの内、週4日以上で8週間以上継続して就労していることにより、保護者等の帰宅時刻が次の表に掲げる時刻より遅くなる場合に限りします。

学年	帰宅時刻
1・2年生	午後3時
3～6年生	午後4時10分

注）帰宅時刻とは、保護者の勤務終了時刻＋通勤時間をいいます。

②保護者等の職業（内職、自営業、農業を含む。）に関わらず、就労が終了する時刻を明らかにする証明書が必要になります。

（2） 保護者が長期（1か月以上の療養が見込まれる場合）にわたり病気、看護等の理由により適切な保護を受けられない場合

（3） 保護者が出産前後であるため、家庭での適切な保護を受けられない場合（産前産後の期間は、出産予定日の8週間前から出産後8週間を指します。なお育児休業を取得している場合は該当しません。）

（4） 65歳未満の祖父母等と同居しているが、適切な保護を受けられない場合

3 留守家庭児童会の開設期間等

ほほえみ児童クラブが運営する詳細は次のとおりです。

（1） 開設期間と開設時間

開設期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までです。

開設時間は、次の表のとおりです。

区 分	開 設 時 間
月曜日～金曜日	下校時～午後6時30分(延長19時まで)
土曜日	午前8時00分～午後5時30分(延長18時まで)
夏季等休業期間	午前8時00分～午後6時30分(延長19時まで)

(2) お迎え

児童の帰宅に当たっては、保護者又は保護者の委任を受けた方のお迎えが必要です(きょうだいがお迎えに来られる場合は、中学生以上の方に限ります。)。なお、保護者の委任を受けた方がお迎えに来られる場合には、あらかじめほほえみ児童クラブに連絡してください(ファミリーサポートセンター等を利用することもできます。)

(3) 閉級日

開設期間であっても、次の日は閉級になります。

①日曜日

②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

④8月13日から同月16日までの日

⑤上記の③、④に連続する土曜日

⑥その他京田辺市長が必要と認める日

気象警報発令等により学校が休校となった場合、土曜日の午前7時以降継続して警報が発令している場合など。

4 負担金等

ほほえみ児童クラブの負担金及び減免については次のとおりです。

(1) 負担金

月額：6,700円 減免額【別表第1】参照

お菓子代：1,000円

(2) 負担金の納付期限

毎月月初めに請求いたします。

(3) 負担金の納付方法

口座振込での納付となります。

※但し、振込手数料は保護者様負担でお願いいたします。

振込口座名義は事前にお知らせください。

【振込先】

京都銀行・九条支店

普通 4 4 0 3 7 2 5

カ) ライフユース

(4) 負担金の減免

同一世帯において2人以上の入会や、所得等に応じて減免措置があります。減免基準及び減免額については【別表第1】を参考にしてください。

減免対象の方は減免申請書の提出が必要です（減免は、減免申請書を受け付けた月の翌月からの適用となります）。

なお、所得に応じた減免は、課税証明書、非課税証明書、源泉徴収書のコピー等の書類、及び留守家庭児童会負担金減免申請書を合わせて提出してください。

(5) 入会を取り消す場合

入会后、未納の負担金が2か月を超えた場合は、入会を取り消すことがあります。

5 入会受付

入会申込みに必要な書類等は、ほほえみ児童クラブにて配布しています。
書類に不備があると受付できませんので、ご注意ください。

(1) 令和9年度新たに入会される児童の場合（新規入会受付）

受付期間

令和8年10月1日～令和9年1月29日

※受付期間を過ぎてのお申し込みは一度ご連絡ください。

※定員に満たした時点で受付終了とさせていただきます。

受付時間

平日：午前10時00分～午後4時30分

※土曜日・日・祝日は受付しておりません。

HPからは随時受付しております。

受付方法

申込みに必要な書類をほほえみ児童クラブに持参してください。

注意事項

- ① 申込みに当たっては、必ず保護者の方がご来園ください。日頃のお子様の様子等をお伺いします。

(2) 留意事項

- ①令和9年度の就労状況を確認するため、再度、就労状況証明書を提出していただくことがあります。
- ②児童の健康状態によっては、学校及び保護者の方と面談する場合があります。

6 入会の決定方法等

継続入会受付及び新規入会受付の場合（先着順ではありません。）

・次の順に入会を決定します。

- ①低学年を優先します。
- ②申込者数が定員を上回った場合、書類等の審査にて決定させていただきます。

※審査結果等の内容については返答できませんのでご了承ください。

7 休会

児童が1か月間通所しないときは、休会する月の前月末日までに全休届を提出してください。休会する月に提出された場合は、当該月の負担金が発生します。

8 退会

入会している児童が、入会の要件の資格を欠くに至ったとき、2か月以上休会するとき、又は中途退会するときは、退会する月の前月末日までに退会届を提出する必要があります。退会する月に提出された場合は、当該月の負担金が発生します。

なお、次の場合も退会となる場合があります。

- ①連続して5日以上無断欠席したとき。
- ②1か月のうち開所日数の半数以上欠席したとき。
- ③育児休業（産前産後を除く。）を取得するとき。
- ④2か月を超える負担金の滞納があるとき。
- ⑤他の児童の保育に支障があると認めたとき。
- ⑥その他ほほえみ児童クラブ運営に支障があると認めたとき。

9 書類提出・問合せ先

〒610-0313

京田辺市三山木中央6丁目4-4 2階

ほほえみ児童クラブ

電話：0774-34-2335

【別表第 1】

負担金の減免

(京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例第 8 条第 1 項関係)

区分	世帯状況	減免後の負担金
1	生活保護世帯	0 円／月
2	令和 8 年度分の市町村民税が非課税の世帯 (区分 1 を除く。)	1, 2 0 0 円／月
3	令和 8 年分の所得税が非課税の世帯 (区分 1 及び 2 を除く。)	3, 7 0 0 円／月
4	令和 8 年分の所得税が 5 万円未満の世帯 (区 分 1 から 3 までを除く。)	5, 2 0 0 円／月
5	令和 8 年分の所得税が 1 0 万円未満の世帯 (区分 1 から 4 までを除く。)	6, 2 0 0 円／月

(京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例第 8 条第 3 項関係)

同一世帯に属する児童が 2 人以上、別表第 1 の留守家庭児童会に入会する場合は、当該 2 人目以降は負担金の 2 分の 1 を減免することができます。